

氏名	いけ だ ゆき のり 池 田 幸 典
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学位記番号	経 博 第 125 号
学位授与の日付	平 成 14 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 組 織 経 営 分 析 専 攻
学位論文題目	負 債 ・ 持 分 の 区 分 問 題 な ら び に 持 分 概 念 に 係 る 問 題 に 関 す る 理 論 的 検 討

論文調査委員 (主査) 教授 藤井秀樹 教授 上總康行 教授 古川 顯

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、負債・持分の区分問題、持分内部の区分問題、持分概念の会計学的検討を試みたものである。こうした検討を実施するための基本的観点として、本論文では、会計の利害調整機能を重視する観点が採用されている。利害調整機能を重視する観点は、会計学研究の伝統的な観点である。かかる観点から、貸借対照表において資産および負債を積極的に定義し持分を残余とする資産負債アプローチ（負債確定アプローチ）の現代的特徴と問題点を明らかにするとともに、その検討をふまえて会計の本来的機能である利害調整機能の現代的再構築を試みるのが、本研究の主要課題である。

第1章では、以上に述べたような研究の課題と視点が提示されている。それを受けて、本論文の前半（第2～3章）では、基準設定の指針として資産負債アプローチを採用している米国財務会計基準審議会（FASB）が提起した負債・持分の区分規準に関する検討が、後半（第4～6章）では、負債・持分の区分と持分内部の区分が問題になる個別金融商品の会計処理に関する検討が、それぞれなされている。

第2章では、FASBが1990年に公表した討議資料『負債金融商品と持分金融商品の区分および負債と持分の両方の性格を持った金融商品の会計処理に関する諸問題の分析』の検討がなされている。本章は、同討議資料においてFASBが暗黙のうちに採用しようとしている見解（換言すれば同討議資料の暗示的結論）を、同討議資料における記述から抽出することを目的としている。筆者によって抽出された暗示的結論は、「資産を引渡す義務は負債とし、株式を引渡す義務は持分とする」というものである。このことから、FASBが、負債を積極的に定義したうえで持分を残余と規定する概念フレームワークの会計観（資産負債アプローチ）を金融商品の会計処理にも適用し、資産を引渡す義務を負債とする一方で、持分金融商品を引渡す義務を持分として分類しようとしていることが明らかにされている。

第3章では、FASB 1990年討議資料の後を受けて公表された2つのFASB 2000年公開草案『負債、持分またはその両方の性格を持った金融商品の会計処理』および『FASB 概念書第6号の修正』をとりあげ、そこで提示されている負債・持分の区分規準の含意と特徴を、FASB 1990年討議資料における負債・持分の区分規準との比較をつうじて明らかにしている。当初FASBが想定していた規準は、負債を積極的に定義し持分を残余とするFASB 概念フレームワークの会計観に依拠していたが、その規準は2000年公開草案では大幅に変更されている。かかる変更は、具体的には、株式発行による決済を要する義務のうち、発行者とホルダーの間に所有関係を指定しない金融商品に関してなされている。FASB 1990年討議資料における負債・持分の区分規準はこうした金融商品を持分として分類していたが、2000年公開草案は、こうした義務をもつ金融商品を持分ではなく、負債として分類しようとしている。かかる変更は、負債を金融商品のリスクに関連させて再定義しようとするFASBの新たな意向を反映したものである。だからこそ、FASBは、概念フレームワークにおける負債の定義を修正する公開草案を同時に公表したのである。とはいえ、そこにおいても、負債確定アプローチが採用されていることに変わりはないと、筆者は指摘している。

第4章では、FASB 概念フレームワークにおいて持分概念が残余・総額概念として規定され、持分内部の区分が等閑視

されていることの会計実務への影響が、自社株式を対象とした売建プット・オプション取引に関する米国の会計実務に即して検討されている。そこでは、当該取引に関する会計実務が、米国証券取引委員会（SEC）に提出された各企業のアニュアル・レポートと、米国公認会計士協会（AICPA）発行の *Accounting Trends & Techniques* にもとづいて検討されている。

その検討の結果、自社株式を対象とした売建プット・オプションに関する会計処理は企業間で大きく相違しており、しかもその相違は、とりわけ持分内部の会計処理に集中していることが明らかにされている。このことから、持分をたんに残余・総額概念として規定していることが会計処理に弾力性を生み出し、論理的整合性を欠いた会計処理を生じさせる土壌となっている可能性がある、と筆者は述べている。自社株式を対象とした売建プット・オプションの会計処理に論理的整合性を付与するためには、持分をたんに残余・総額概念として規定するだけでは不十分なのであって、さらに持分内部の区分規準をも概念的に規定する必要があるというのが、第4章の結論である。

第5章では、第4章に引き続き、自社株式を対象とした売建プット・オプション取引に関する会計問題が、当該取引に関する米国の会計基準にもとづいて検討されている。その検討をつうじて、負債と持分の区分問題および持分内部の区分問題を別個的ではなく、相互に関連させて検討する必要があるとの指摘がなされ、そのうえで、伝統的な資本会計における資本取引と損益取引の区分問題を、金融商品会計という新しい会計トピックと関わらせて検討する必要性が強調されている。さらにまた、当該取引に関する会計問題を検討することによって、金融商品取引の高度化にともなう決済方法の多様化がもたらす会計上の諸問題が明らかにされている。

以上の検討から、自社株式を対象とした売建プット・オプション取引の全体を単一の取引と見ることには無理があるのであって、オプション料の受取りとオプションの行使は別個の取引と見なすべきであるとの結論が導き出されている。具体的には、受取ったオプション料は負債であるが、当該オプションの対象となっている株式は、オプションが行使されるまでは資本であり、したがって、オプション行使による株式の買戻しは資本取引として処理されるべきであるとされている。

第6章では、金融商品の会計問題を利害調整機能の観点から検討するためにはさらに資本・利益の区分問題を検討する必要があるとの問題意識にもとづき、自社株式を対象とした売建コール・オプションの1つであるワラントの会計処理問題が検討されている。その検討の結果、ワラントの発行によるオプション料の受取りとワラントの行使による株式発行はそれぞれ別個の取引と見なされるべきであり、したがって、ワラントは前受収益として処理されるべきこと、そしてワラントの行使による株式発行は資本取引として処理されるべきことが提唱されている。同時にまた、実際に生じた取引にもとづいて取引の性質を特定する必要性と重要性が、本章の全体をつうじて強調されている。

第7章では、以上の考察を総括するかたちで、本論文の全体としての結論が提示されている。そこで提示された本論文の結論は、(1)負債・持分の区分問題において極めて明瞭に観察されるように、FASB 概念フレームワークには重大な理論的限界が内包されており、しかも近年においては概念フレームワーク・プロジェクト自体がピースミール化していること、(2)分配可能利益計算を機軸とする利害調整会計においては依然として負債・持分の区分および資本・利益の区分が重要な意義を有しているのであって、そこでは「取引事実主義」の厳格な適用が現在なお有効であり、したがって概念フレームワークもかかる観点からの再検討・再構築が必要になると考えられること、(3)総じて、本研究は、会計の本来的機能である利害調整機能の地位低下を抑止し、会計の存在意義を回復するための理論的道筋を模索した試みとして位置づけられることの、3点にまとめることができる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、以下に見るような2つの大きな特徴を有している。すなわち、第1は、負債・持分の区分をめぐる会計問題を理論的な体系性に留意しながら手堅く論じていることである。負債・持分の区分問題を論じた先行研究は非常に少なく、また数少ない先行研究も、負債・持分の区分が問題になる諸項目を断片的・個別的に検討するにとどまっている。本論文は、残余としての持分概念をめぐる会計問題や持分内部の区分に関する会計問題にまで踏み込んだかたちで、当該問題を精緻に論じている。

第2は、負債・持分の区分問題の検討にあたって、財務会計の機能が明確に意識されていることである。すなわち、第1

章第Ⅱ節(3)において財務会計の基本的機能に対する筆者の理解が示され、利害調整機能を重視した研究を目的意識的に手がけるということが明らかにされている。かかる観点の採用は、本論文全体の基本的論理構成を規定する特徴となっている。

以上のような特徴を有する本論文の主たる学術的貢献として、以下の3点を指摘することができる。

第1は、負債・持分の区分規準に焦点を絞った丹念な文献研究をつうじて、負債・持分会計の問題点と基準設定の方向性が明らかにされていることである。具体的には、第2章で米国財務会計基準審議会(FASB)の1990年討議資料がとり上げられ、同討議資料においては諸般の事情(とりわけ業界団体への政治的配慮)から明確に述べられていなかった暗示的結論が、同討議資料の周到かつ綿密な検討をつうじて明らかにされている。論文内容の要旨で言及したように、その暗示的な結論とは、「資産を引渡す義務は負債とし、株式を引渡す義務は持分とする」というものである。かかる暗示的結論に依拠して、FASBにおける会計基準設定の含意と方向性が明らかにされている。また第3章では、2つのFASB 2000年公開草案がとり上げられ、そこで提示された負債・持分の区分規準が1990年討議資料のそれと対比するかたちで検討され、かかる検討にもとづいて2000年公開草案の区分規準が有する理論的含意が明らかにされている。検討対象とされている文献の新しさもあって、以上のような文献研究を本格的に手がけた先行研究は現在のところ皆無といってよく、その意味で、本論文は当該研究分野における先駆的な業績として位置づけることができる。

第2は、実際に生じた取引の結果にもとづいて取引の特質を明らかにしようとする姿勢が、本論文の全体をつうじて貫かれていることである。たとえば、第5章では自社株式を対象とした売建プット・オプションの会計処理が、第6章では自社株式を対象とした売建コール・オプションの1つであるワラントの会計処理が、それぞれの取引とその経済的実質に即して検討されている。そこでは、オプション料の受取りと、オプションの行使による株式発行はそれぞれ別個の取引であり、したがって、それぞれの取引が生じたときに当該各取引の性質を特定するべきであるとの指摘がなされている。実際に生じた取引事実を重視する「取引事実主義」にもとづく会計処理の基準化を提唱するとともに、そうした基準化が財務会計の基本的機能である利害調整機能にとっても重要な課題となることを、現在の主要な会計トピックの1つである金融商品の会計処理を素材としながら明らかにしている点に、先行研究には見られない本論文の独自の貢献を認めることができる。

第3は、決済方法の多様化・複雑化にともなう負債・持分の区分問題に関する検討を、多面的に行っていることである。具体的には、第1章において自社株式を対象とした売建オプション(コールおよびプット)に関する仮設例の提示と各関連取引の仕訳を行い、決済方法によって15通りの仕訳が必要となることが示されている。また第3章においては、決済方法の多様化のなかで公表されたFASB 2000年公開草案が、理論分析的に検討されている。さらに第5章においては、自社株式を対象とした売建プット・オプションに関する会計基準の検討をつうじて、決済方法の多様化・複雑化がもたらす様々な会計問題が計算構造の整合性の観点から吟味されている。決済方法の多様化・複雑化にともなう以上のような新しい会計問題の検討は、これまでわが国ではほとんど手つかずの状態にあったものであり、したがって、かかる会計問題を多面的に検討した本論文の貢献は、とりわけ高い評価に値する。

以上に見るような優れた学術的貢献を有する本論文にも、今後に残された課題がいくつか存在する。それは、以下の3点にまとめられる。

第1は、本研究において検討された貸借対照表貸方の区分問題を、金融商品会計における他の主要問題、とりわけ金融商品の認識・測定問題との関連において、さらに深く考察する必要があるということである。本論文においては、金融商品取引の多様化・複雑化にともなって発生した新しい会計問題が、もっぱら貸借対照表貸方の区分規準の観点から検討されている。それによって筆者は、論証の焦点を明確化することに成功している。しかし、そのことは他面において、金融商品会計における他の主要問題、とりわけ金融商品の認識・測定問題に関する検討を、結果として脆弱なものにするという問題点を生み出している。こうした問題点を克服することによって、本研究はさらに完成度の高いものとなるであろう。

第2は、検討素材としてとり上げる金融商品の幅を、必要に応じてさらに広げる必要があるということである。本研究でとり上げられている検討素材としての金融商品は、自社株式を対象とした売建プット・オプションや自社株式を対象とした売建コール・オプションなど、特定の商品に限定されている。検討素材のこうした限定は、論証の密度を高めるためには極めて有効であるが、研究の体系性という点では1つの難点となる。本研究の体系性をさらに高めるためには、他の主要な金融商品やその保有目的(ヘッジ目的を含む)との関連性を意識した、視野の広い研究が必要となるであろう。

第3は、FASBの討議資料や公開草案を、同審議会の主張に沿って、より内在的に検討する必要があるということである。本研究では、論証の基本的観点として利害調整機能の観点が採用され、かかる観点からFASBの討議資料や公開草案が検討されている。しかし、利害調整機能は必ずしもFASBが第一義的に指向する会計機能ではない。FASBの基準設定活動の特徴と問題点は、同審議会が第一義的に指向する会計機能である情報提供機能に即した検討をつうじて、より深いレベルで解明しうるものといえよう。このような検討を付加することによって、本研究の学術的貢献はさらに高いものになると考えられる。

以上のような課題を今後に残すとはいえ、それらは本論文が有する学術的価値を損なうものではない。本論文は、筆者の今後の研究活動の新たな出発点としても、十分な価値を備えている。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成13年12月18日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。